

突然来る!

不審なはがきに注意



市内で近ごろ、公的機関を装い「訴訟を開始する」「差し押さえをする」といった内容の架空請求はがきが届く事例が多発しています。消費生活センターにも「まったく身に覚えはないが不安」といった相談が多く寄せられています。不審な郵送物が届いても**絶対に連絡をせず**、不安な方は消費生活センターにご相談ください。

【市民相談課消費生活センター】



消費者庁イラスト集より

「おや?」と思ったら無視

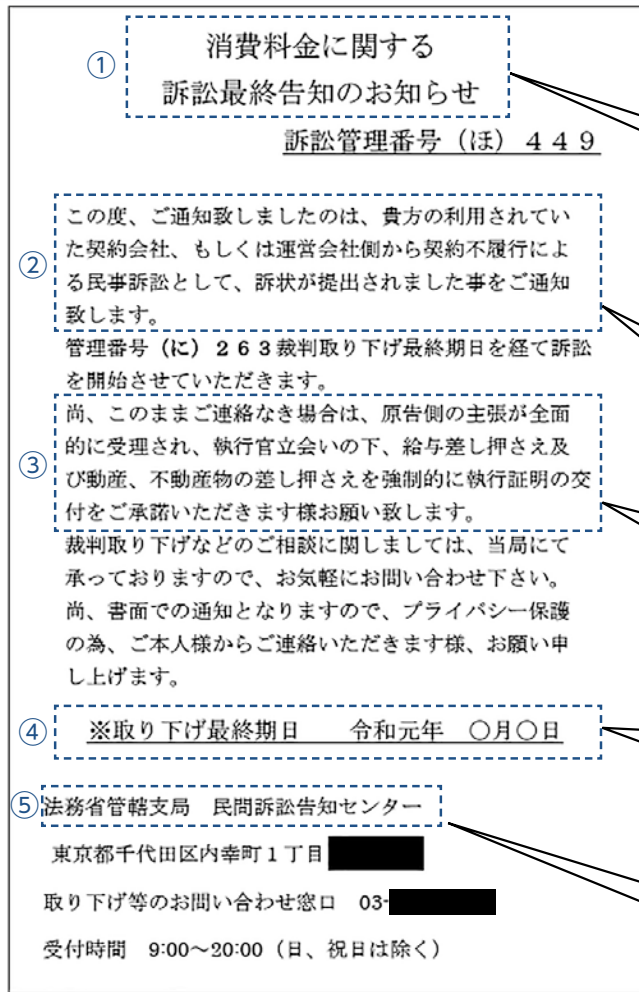
右図は、市内で実際に届いた架空請求はがきの一例です。「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題して、具体的な内容の記載がなく、「給与や不動産の差し押さえ」という不安をあおる表記をするなど、架空請求はがきには共通の特徴があります。この特徴がある場合は、架空請求詐欺の可能性を疑ってください。

架空請求はがきに記載の連絡先には絶対に連絡をせず、無視してください。不安なときは、消費生活センターにご相談ください。

女性宛てが多く、封書で送られてくることもあります



(表面)



(裏面)

架空請求はがきの特徴

- ① 「訴訟」「最終告知」などの裁判をイメージさせる言葉を使って焦らせます
※ 正式な訴状は「特別送達」という受取人に直接手渡しされる封書で届きます
- ② どのような契約内容であるか、具体的に明記されていません
- ③ 「連絡がない場合、給与や不動産を差し押さえる」などと不安をあおり、電話をかけさせようとしています
- ④ 取り下げの最終期日ははがき到着後2~3日以内の短い期間で表記しています
- ⑤ 公的機関のような名称が記載されていても実在しません

架空請求詐欺の手段はさまざま

茅ヶ崎警察署によると、不審なはがきによる県内の被害件数は191件、被害金額は約1億1000万円にのぼり、茅ヶ崎警察署管内では2件、総額約2700万円の被害報告が寄せられています(11月1日現在)。

市内ではインターネットの利用料金の不当請求による被害も多く、被害件数2件、被害総額は270万円となっています。神奈川県警察に寄せられる苦情相談のトップは、アダルトサイト利用料金による不当請求だといひ、はがきや封書、メールなど、さまざまな手段が用いられ、具体的な請求明細が示されていません。また、支払先の振込口座は書かれていても、業者の連絡先は明示されていない場合が多いことも特徴です。同署生活安全課は「脅かしの文面に驚いて支払ってしまうと、悪質な業者をもうけさせ、不当請求が繰り返されることにもなります。利用していただければ絶対に支払わないでください」と注意を呼びかけています。

主な手口

- ① 「訴訟最終通告書」と記載のあるはがきが自宅に届く
- ② 記載されている電話番号に電話をかけると、弁護士に連絡するように電話番号を伝えられる
- ③ 偽の弁護士から「今なら10万円で訴訟の取り下げができるので費用を立て替える」と言われ、住所や氏名などの個人情報を教えてしまう
- ④ 後日、偽の弁護士から訴訟を起こした相手が見つかったので連絡するよう電話番号を教えられる
- ⑤ 訴訟を起こした相手に連絡すると、数百万円要求され、郵送で支払ってしまう
- ⑥ その後同様の手口を繰り返され、多額の被害に遭ってしまう



⚠️ 早急に高額な工事契約を結ばせる点検商法にも注意

「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検する」と言って突然業者が来訪し、屋根に上がった後「すぐに修理をしないと屋根が飛んでしまう」と不安をあおられ、高額な工事の契約を結ばれたという相談が消費生活センターに多く寄せられています。

業者がその場で契約を急がせる場合は注意が必要です。高額な契約はその場で判断せず、周囲に相談したり複数の事業者から見積もりを取るなど、慎重に検討してください。



お困りの際は消費生活センター☎(82)1111(代表)へ

消費生活センター(市役所市民相談課内)では、消費生活相談員が相談に応じ、消費者トラブル解決のための助言や情報提供、場合によってはあっせんを行っています。業者と消費者の間で起きた契約トラブルや商品・サービスに関することなど、お困りの際は一人で悩まずに消費生活センターまでご相談ください。